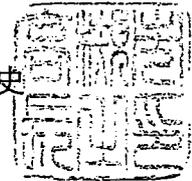


高都都第1316号

平成28年12月16日

高槻市都市計画審議会 会長 様

高槻市長 濱 田 剛 史



北部大阪都市計画公園の変更（高槻市決定）について（付議）

みだしのことについて、都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、次のとおり審議会に付議します。

北部大阪都市計画公園の変更（高槻市決定）

都市計画公園中 4・4・207-1号 城跡公園を、次のように変更する。

種別	名称		位置	面積	備考
	番号	公園名			
地区公園	4・4・207-1	城跡公園	高槻市 野見町、城内町 及び八幡町 各地内	約 5.3ha	園路 広場 修景施設 休養施設 遊戯施設 教養施設 便益施設 管理施設

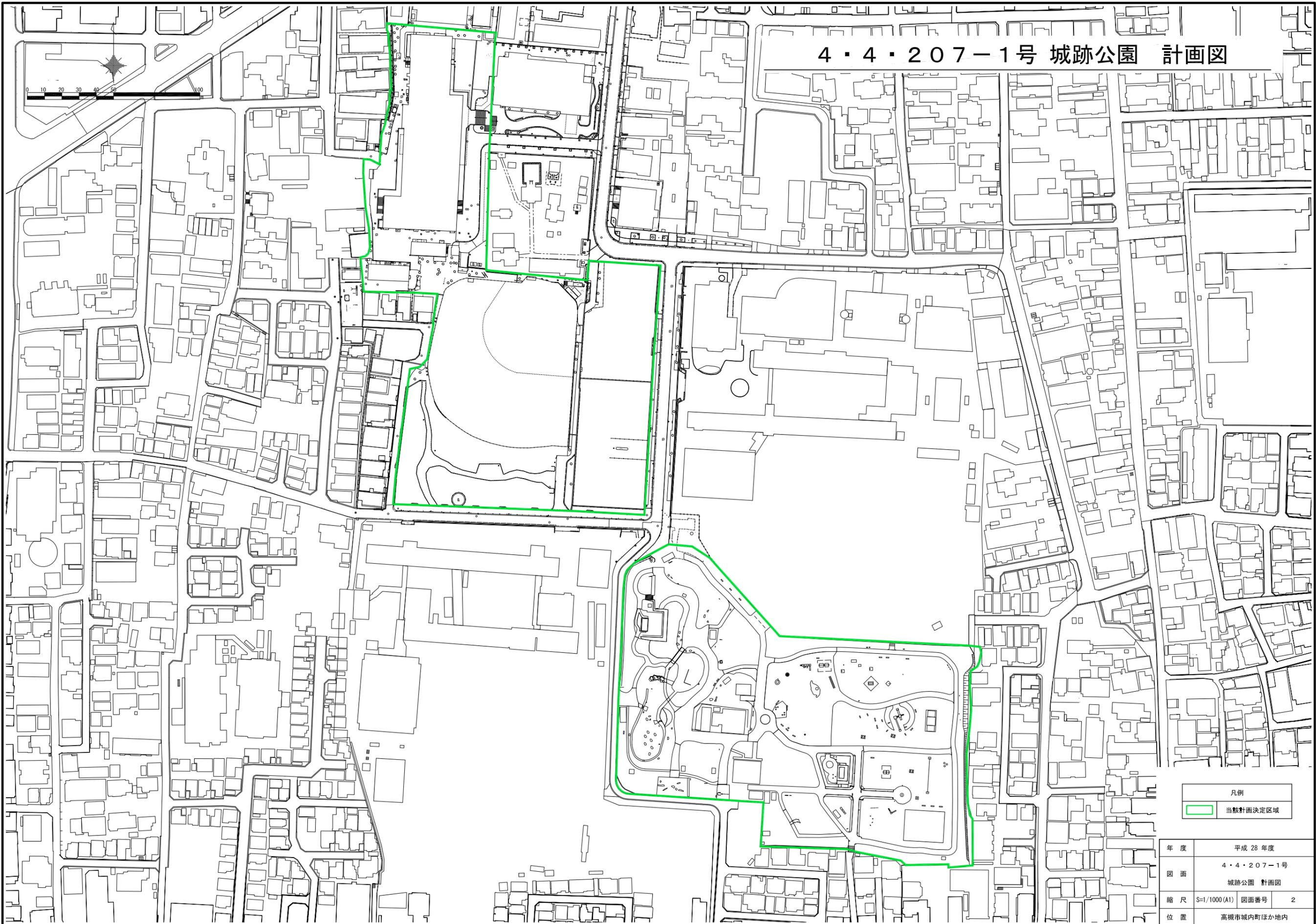
「区域は計画図表示のとおり」

理由

4・4・207 - 1号城跡公園の区域を拡大することにより、中心市街地における緑空間を確保するとともに、健康で文化的な市民生活の充実を図るものです。

また、隣接地との境界確定により、区域の追加・削除をあわせて行います。

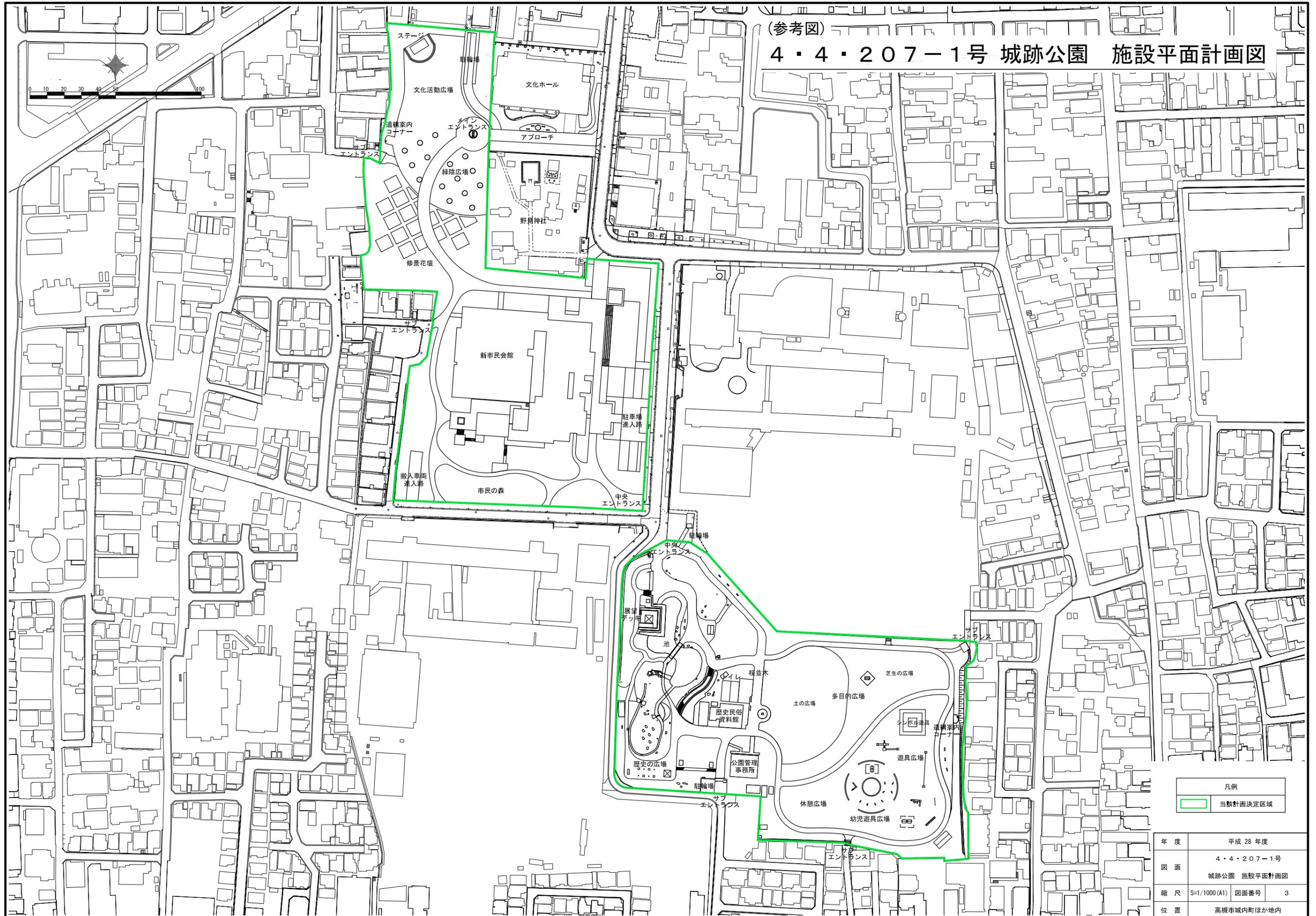
4・4・207-1号 城跡公園 計画図



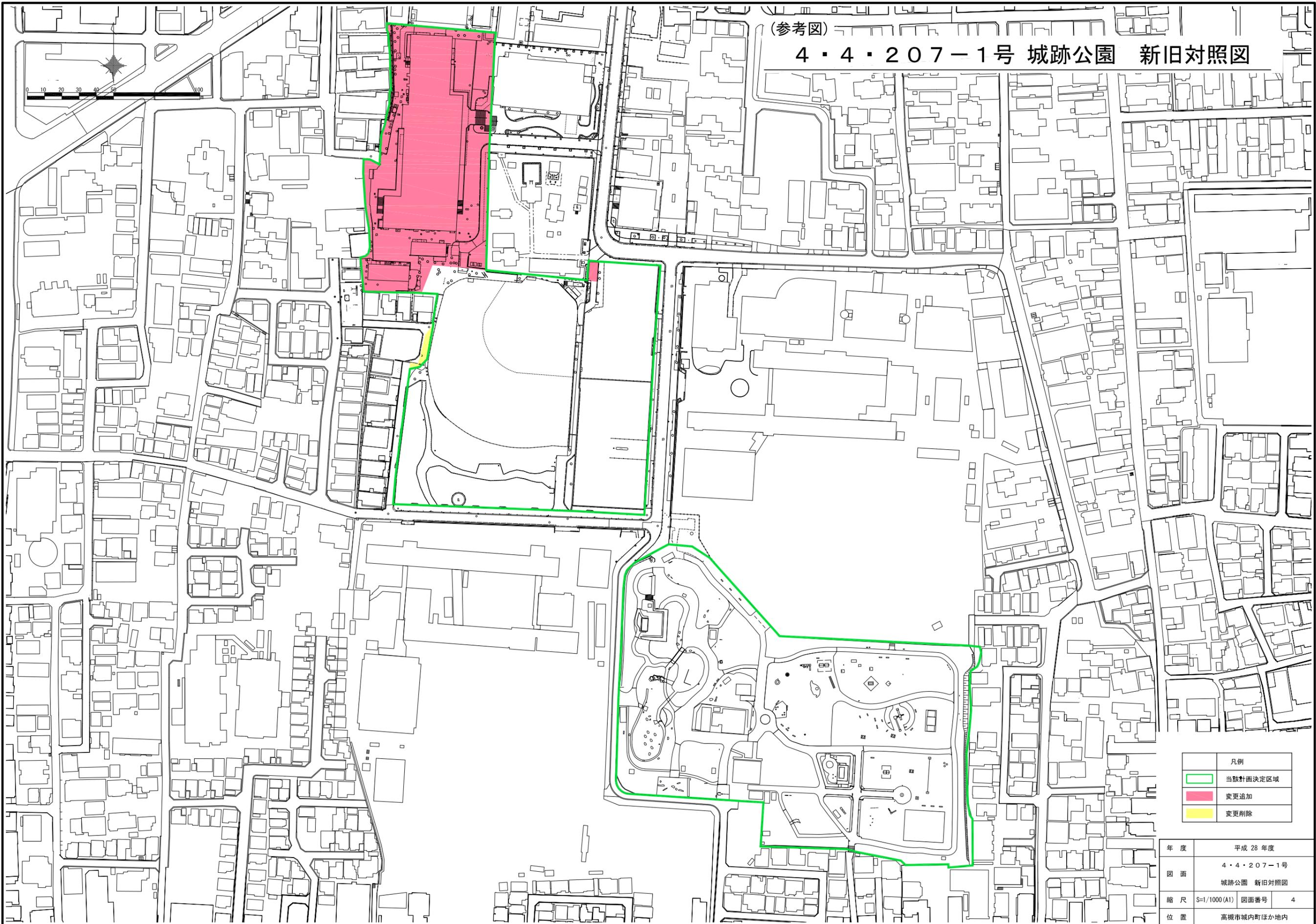
凡例
 当該計画決定区域

年度	平成 28 年度	
図面	4・4・207-1号 城跡公園 計画図	
縮尺	S=1/1000 (A1)	図面番号 2
位置	高槻市城内町ほか地内	

(参考図) 4・4・207-1号 城跡公園 施設平面計画図



年度	平成 28 年度
図面	4・4・207-1号 城跡公園 施設平面計画図
縮尺	S=1/1000 (A1) 図面番号 3
位置	高槻市城内町ほか地内



(参考図)
4・4・207-1号 城跡公園 新旧対照図

凡例	
	当該計画決定区域
	変更追加
	変更削除

年度	平成 28 年度		
図面	4・4・207-1号 城跡公園 新旧対照図		
縮尺	S=1/1000 (A1)	図面番号	4
位置	高槻市城内町ほか地内		